

2021（令和3）年8月23日

教職員各位

学校法人松山大学

危機管理対策本部長 新井英夫

新型コロナウイルス感染拡大防止のための学校法人松山大学の活動指針
レベル3（オレンジ）への引き上げについて

従来のウイルスよりも症状を引き起こす力が強いと言われている新型コロナウイルスの変異ウイルスである「デルタ株」の影響により、全国的に感染者数の急速な拡大がみられ、愛媛県においてもその影響は避けられず、感染者数が増加傾向にあります。

このような現下の感染状況等を踏まえ、2021年度第21回危機管理対策本部会議（8月23日開催）において、新型コロナウイルス感染拡大防止のための学校法人松山大学の活動指針の警戒レベルを8月23日以降、「レベル2（イエロー）」から「レベル3（オレンジ）」に移行することを決定しました。「レベル3（オレンジ）」の措置内容は、次のとおりです。

<活動指針 警戒レベル3の措置内容>

1. 授業（講義・演習・実習等）
 - 原則、オンライン授業とする。ただし、やむを得ない場合又は一部の許可された授業に限り、対面授業を実施する。
2. 学生の課外活動
 - 原則、すべての活動を禁止する。ただし、オンライン活動は可とする。
3. 学生の入構（窓口対応）
 - 原則、入構を禁止する。ただし、事前に許可を得ている場合は入構を認める。
 - 原則、窓口は閉鎖し、メールや電話等で主に対応する。

なお、後学期の授業形態についての詳細は、8月26日開催の教学会議終了後に通知いたします。

引き続き、教職員の皆様には、自身の感染回避行動の徹底及び学生への指導を強くお願いいたします。また、愛媛県からの要請についても留意ください。

警戒レベルの引き上げに伴う勤務内容の変更等にかかる詳細は、別紙をご確認ください。

<愛媛県からの主な要請・依頼内容>

- 不要不急の外出自粛（夜間だけでなく日中も含めて）
- 県外との不要不急の往来自粛
- 松山市との不要不急の往来自粛
- 会食の注意

〔別紙〕

警戒レベル3（オレンジ）への引き上げに伴う、各種対応（制限）について

1. 感染予防に係る基本的事項について

- (1) マスク着用、手洗い・うがい、「3密」回避などの基本的な感染防止対策を徹底してください。
- (2) 不要不急の外出を自粛してください。
- (3) 政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会が「感染リスクが高まる5つの場面」として挙げている「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」、「居場所の切り替わり」について、十分に注意し、キャンパス内外を問わず、感染リスクの回避に努めてください。
(※内閣官房 <https://corona.go.jp/proposal/>)
- (4) 自身の体調管理を徹底し、少しでも体調に異変を感じた場合には出勤を控えてください。
- (5) 新型コロナウイルス接触確認無料アプリ「COCOA」とLINEを活用した「えひめコロナお知らせネット」を併用し、活用してください。
「COCOA」⇒感染者との接触日時がわかる。
(厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)
「えひめコロナお知らせネット」⇒感染者との接触場所がわかる。
(愛媛県ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/h25500/linenet.html>)
- (6) 医療関係者の指導等によりPCR検査及び抗原検査を受ける場合は、必ず総務部健康支援課（保健室）に連絡し、結果を報告してください。

2. 教育職員の勤務について

積極的な在宅での活動（学外研修）にご協力ください。研究室で活動する際は、感染防止に十分配慮し、研究室内において「密」の環境とならないよう注意した上でご利用ください。

3. 事務職員の勤務について

学内勤務と在宅勤務の2交代制や事務室の分散等、人の間隔を十分にとった上での勤務とします。所属長の指示に従ってください。

4. 学内会議について

学内会議については、原則、「持ち回りによる会議」又は「オンライン会議」とします。ただし、秘匿性の高い審議事項等の事情により会議招集権者が対面方式による会議開催が必要と判断した場合は、感染拡大防止を徹底した上で対面方式による会議開催を認めます。

5. 学外勤務(勤務外活動を含む。)について

その必要性について十分精査いただき、不要不急の移動については禁止します。緊急かつやむを得ない事情により、海外及び法人が指定する地域に移動する場合には、教育職員は人事課にご相談ください。事務職員は所属長の指示に従ってください。ただし、海外及び法人が指定する地域に移動された方は、愛媛県に戻った翌日から10日間は大学構内への入構はできません。なお、やむを得ない事情により入構が必要となる場合は、予め人事課にご相談ください。

6. 私事による地域の移動について

私事による地域の移動についても、厳に慎むとともに、緊急かつやむを得ない事情により、海外及び法人が指定する地域に移動する場合には、教育職員は人事課に、事務職員は所属長に、必ず事前に報告してください。ただし、海外及び法人が指定する地域に移動された方は、愛媛県に戻った翌日から10日間は大学構内への入構はできません。なお、やむを得ない事情により入構が必要となる場合は、予め人事課にご相談ください。

7. 学外者の対応について

学外者の入構については、原則として禁止します。ただし、緊急かつやむを得ない事情により入構する場合は、事前に必ず庶務課にご相談ください。

8. 会食について

会食は自粛を要請します。

以上

新型コロナウイルス感染拡大防止のための学校法人松山大学の活動指針

2021年5月31日現在

警戒レベル	判断基準		授業 (講義・演習・実習等)	学生の課外活動	学生の入構 (窓口対応)	事務体制
	学外の状況	学内の状況				
4 (レッド)	愛媛県が特定警戒都道府県に指定される、あるいは大学に対して休業が要請される場合	学内で多数の感染者が発生し、本学の活動を継続する上で深刻な状況であると判断できる場合	原則、オンライン授業とする。ただし、やむを得ない場合に限り、対面授業を実施する。	原則、すべての活動を禁止する。ただし、オンライン活動は可とする。	・入構を原則禁止する。 ・窓口は閉鎖し、メール又は電話等での対応のみとする。	原則、在宅勤務とする。ただし、大学運営上、必要最小限の人員の出勤を認める。
3 (オレンジ)	愛媛県内の新規感染者数が増加傾向にあり、経路不明の感染クラスターが複数確認される場合	学内で感染者が発生し、本学の活動を継続する上で注意を要すると判断できる場合	原則、オンライン授業とする。ただし、やむを得ない場合又は一部の許可された授業に限り、対面授業を実施する。	原則、すべての活動を禁止する。ただし、オンライン活動は可とする。	・原則、入構を禁止する。ただし、事前に許可を得ている場合は入構を認める。 ・原則、窓口は閉鎖し、メールや電話等で主に対応する。	可能な限り在宅勤務とする。
2 (イエロー)	愛媛県内の新規感染者数が増加傾向にある場合	本学の学生や教職員に感染者が発生するものの、本学の活動に影響ないと判断できる場合	原則、対面授業とする。ただし、オンライン授業が望ましいと認められる場合は、オンライン授業とする。	感染拡大防止に留意した上で、原則、学内で限定的に活動を認める。ただし大会等への参加は除く。	・施設の一部利用を制限し、感染拡大防止に留意して入構を認める。 ・窓口は開設時間を短縮し、メールや電話等を積極的に活用する。	・感染拡大防止に留意して、業務を遂行する。 ・在宅勤務と時差勤務を推奨する。
1 (ライトイエロー)	愛媛県内の新規感染者が一定程度に抑えられている場合	本学の学生や教職員に感染者が発生していない、ないしは感染者が発生するものの学内の活動に影響ないと判断できる場合	原則、対面授業とする。ただし、オンライン授業が望ましいと認められる場合はオンライン授業とする。	感染拡大防止に留意し、学内及び学外の活動について限定的に認める。	・感染拡大防止に留意して入構を認める。 ・窓口は通常通りとする。	感染拡大防止に留意して、業務を遂行する。
0 (クリア)	平常時	平常時	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り

- ・警戒レベルの設定及び対応する措置については、自治体の対応並びに学外及び学内の状況を総合的に勘案し、本法人の危機対策本部が決定する。
- ・警戒レベルの設定及び変更は、できる限り速やかに大学のホームページ、学内ポータル等を通じて知らせる。
- ・この活動指針は、今後の状況に応じて変更することがある。